

# 里親が行う養育に関する最低基準

## ○金銭管理（第9条の2）

- ・ 里親は、委託児童に係る給付金の支給を受けたときは、次に掲げるところにより管理しなければならない。
- ① 委託児童に係る金銭を、その他の財産と区分すること。
  - ② 給付金の支給の趣旨に従って用いること。
  - ③ 金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
  - ④ 当該児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

